象の鼻テラス活用業務委託に関する質問・回答

No	質問内容	回答・対応
1	カフェ厨房エリアについて、現カフェ区画を越境して（現管理室区画、休憩スペース側へのせり出しなど）の拡張・利用を提案することは可能でしょうか。	現管理室区画やバックヤード部分への拡張は可能ですが、休憩スペースを狭める拡張はできません。なお、壁面撤去等を行う場合は、建築基準法の規定の確認や構造上の確認等、設計段階にて可否確認が必要になります。 拡張した部分は店舗としての使用となるため、港湾施設条例に基づき、その面積に応じた使用料をお支払いいただきます。
2	カフェ等の利用促進のため、上部テラスや周辺ゾーン、また倉庫区画等に家具や什器を設置する提案は可能でしょうか。また、設置にあたっての制約はありますか。	・上部テラス（屋上部分）については、港湾施設条例に基づく許可を受けていただいたうえで実施が可能です。 ・周辺エリアについては、象の鼻テラス南側出入口のガラス壁面および石積みから２m程度の範囲、東側出入口から象の鼻パークへの通路部分、北側階段部分は、港湾施設条例に基づく許可を受けることなく実施が可能です。それ以外のエリアについては、港湾施設条例に基づく許可を受けていただくことで実施が可能です。 ・倉庫区画は管理上の理由により提案はできません。 すべてのエリアにおいて、固定物を設置する場合には、建物構造の確認の他、景観条例、屋外広告物条例の確認が必要です。 なお、固定しない場合は、風が強いエリアであることや、夜間も来園者がいることから原則的には鍵のかかる場所へ格納をお願いします。ただし、耐風対策がされており、巡回警備等による安全管理ができれば設置したままでの管理も可能です。
3	倉庫内備品について、横浜市の資産と現事業者の持込資産の区分、および次期運営への残置範囲を教えてください。公募資料に記載されていない備品が存在する場合、それらについてもあわせてご教示ください。	倉庫内備品について、業務説明資料の備品台帳に記載されていないものは、現事業者の持ち込み資産です。これについては基本的には残置しない前提ですが、市と現事業者および新事業者との間で調整した上で、残置する物品が発生する可能性があります。
4	上記に関連し、備品台帳には記載がないものの、現在の施設利用者や市民活動者が日常的に使用しており、撤去されることで今後の運営や利用者満足度に支障をきたす可能性のある備品等はありますでしょうか。	利用者向けのWi-Fi設備については、現事業者の持ち込み物品です。
5	横浜市が所有・残置する備品が故障した場合、買い替えや修理に係る費用負担・責任の所在はどのようになりますでしょうか。	・税込一件10 万円未満の修繕及び備品メンテナンス並びに一個10万円未満の部品・消耗品の交換等については、事業者が実施します。 ・税込一件10 万円以上の修繕及び備品メンテナンス並びに一個10万円以上の部品・消耗品交換等については、破損状況等を調査し、市と事業者で協議して対応を決定します。 ・税込一件10 万円未満の修繕及び備品メンテナンス並びに一個10万円未満の部品・消耗品交換等の合計額が年度で税込50 万円を超える見込みの場合、市と事業者で協議して対応を決定します。
6	入口にある象のオブジェやガラス装飾などの造作物・アート作品について、所有権の帰属および、次期運営においても残置されるか撤去されるかをご教示ください。	所有権は市に帰属しています。現状有姿での引き渡しが前提となりますが移設・撤去を伴う提案は妨げません。ただし、提案があった場合でも、各種要因により提案内容を実施できない可能性があります。 なお、実施することとなった場合、移設費（撤去費）は原則として「業務説明資料」の８の(11)に記載した、本市が事業者の提案に基づき実施する内装整備の費用をもって充てます。

象の鼻テラス活用業務委託に関する質問・回答

No	質問内容	回答・対応
7	カフェテナントがLEDサイン等を外壁側に設置希望の場合、レギュレーションや制約はありますでしょうか。	飲食店舗に係るものは、象の鼻テラスの施設内外を問わず港湾施設条例に基づく許可が必要です。許可を受けた場合でも、設置物のサイズについては、休憩スペースの運用に支障がないことが前提となります。また、外壁や屋外（象の鼻パーク）への設置の場合は、これに加え、建物構造の確認の他、屋外広告物条例、景観条例等により制限があります。
8	内装整備について、上限約800万円の市負担による整備対象は「飲食店舗・ショップを除く」とありますが、飲食店舗をテイクアウト前提の運用とし、専用の客席区画を設けない提案とした場合、結果として双方の利用者が共用することになる無料休憩スペースの家具（テーブルや椅子等）や装飾品は、市の整備予算に含めることで問題ないでしょうか。	問題ありません。
9	現在設置されているWi-Fi等の通信設備が引き続き使用可能であれば、撤去せずにそのまま継続利用する方が合理的かと存じます。Wi-Fi設備を市の資産として引き継いでいただき、市の備品として事業者に貸与していただくことはご検討いただけますでしょうか。	Wi-Fi設備は現事業者がプロバイダー等と契約をしていることから、市の資産として引き継ぐことはできません。新たなWi-Fi設備の設置については、「業務説明資料」の８の(11)に記載した、本市が事業者の提案に基づき実施する内装整備の費用をもって充てることを含め、特定された事業者と調整を行います。
10	カフェの24時間営業は可能でしょうか。	可能です。
11	現観光案内窓口の小窓は、今後の同様の機能として残す必要はありますでしょうか。	同様の機能として残す必要はありません。ただし、観光案内機能は何らかの形で実施が必要です。
12	象の鼻パーク内の屋外スペース（Aゾーン・Bゾーンや隣接広場）を利用する場合の利用条件や管轄区分、屋外電源・水回り設備の有無について教えてください。また、Bゾーンにステージを組む場合、Aゾーンとの連携は可能でしょうか。	象の鼻パーク内の屋外スペースを使用する場合は、港湾施設条例の許可を受けていただき、象の鼻パーク遵守事項に則した利用を行っていただきます。屋外電源は、実費を負担いただいたうえで使用可能です。ただし、容量に制限があります。屋外水道は、イベントでの使用はできません。 また、Bゾーン及びAゾーンの包括的な使用は可能です。
13	屋外スペースおよび施設内を活用したイベント等の実施にあたり、企業協賛を得ること、利用者から参加料を徴収することは可能でしょうか。募集要項上、自主企画事業やワークショップにおいて「参加費等の実費」の徴収は可能とされていますが、この「実費」には、材料費等の直接経費に加え、講師謝礼、企画運営に係る人件費、その他事業実施に必要な運営費を含めて算出することは認められますでしょうか。また、屋外スペース、特に象の鼻パークにおいてイベントを実施する場合についても、上記と同様の解釈で差し支えないかご教示ください。あわせて、企業協賛、参加料徴収、物販・飲食提供等を含む商業利用に関して、制約事項や事前承認が必要となる事項がございましたらご教示ください。	■企業協賛と参加料徴収について ・象の鼻テラス内 　企業協賛、参加料の徴収ともに可能です。ただし、参加料についてはワークショップ参加費等の実費の範囲内となります。料金払いを条件とした入場エリアの制限等を設けることはできません。利用者から徴収できる「実費」には、材料費、講師謝礼等の経費が含まれます。企画運営に係る人件費や運営費は市からの委託費に含まれるため、実費に加えることはできません。 ・屋外スペース（象の鼻パーク） 　企業協賛、参加料の徴収ともに可能です。ただし、協賛者に関連するものであってもイベントと関連の無い内容の物販や商品広告、宣伝を行うことはできません。 ■物販・飲食提供等を含む商業利用を実施する際の制約事項や事前承認 ・象の鼻テラス内 　無料休憩スペースの開館時間内は、入場料、観覧料を徴収することはできません。何らかの催しの参加料を実費の範囲内で徴収することは可能です。無料休憩スペースの開館時間終了後に実施するイベントで観覧料等を徴収する場合については市と協議していただきます。 ・屋外スペース（象の鼻パーク） 　港湾施設条例に基づく許可手続が必要になります。
14	出店者等での制限（調理行為等を行う飲食販売・飲食サンプリング・物販販売など）はありますでしょうか。	飲食店舗に関しては、飲食営業等の許可の範囲であれば制限はありません。 ショップ（物販スペース）については、物販を前提としていますが、食品衛生法などの必要な許可を取ったうえで飲食物を提供することもできます。
15	自主企画事業等で象の鼻パーク（屋外）にキッチンカーやマルシェのテントを出店させる際、港湾施設条例に基づく許可手続きが必要とのことですが、事業者に屋外スペースの施設使用料の支払い義務は発生するのでしょうか。	本委託事業（自主企画事業）として実施する場合、使用料減免（全額）予定です。ただし、入場料を徴収するイベントを行う場合は減免の対象外となります。

象の鼻テラス活用業務委託に関する質問・回答

No	質問内容	回答・対応
16	出店者への電源供給として、館内のイベント用追加電源（30kVA）から屋外へ配線を引いて使用することは認められますでしょうか。	可能です。
17	現在の運営事業者において、イベント運営等の業務を委託している既存のサポート事業者はいらっしゃいますでしょうか。存在する場合、新運営事業者が当該事業者との契約・協業関係を引き継ぐことは可能でしょうか。また、引き継ぎの可否や条件について、事前に確認すべき事項があればご教示ください。あわせて、既存のサポート事業者を引き継ぐことが可能な場合においても、新運営事業者の判断により、特定の事業者との協業を行わない、または別の事業者を選定することは可能でしょうか。	サポート事業者の引き継ぎの可否等について本市として特に条件を付すことはありません。必要に応じ、適切なご対応をお願いします。
18	現在販売されているオリジナル商品の在庫について、事業者交代時の棚卸資産の帰属や取扱いはどのようになりますでしょうか。また象のロゴやキャラクター等の商標権・利用権の帰属先、および継続利用する場合のライセンス料等の条件について教えてください。	販売されているオリジナル商品の在庫は現事業者に帰属します。また、象のロゴやキャラクターなど現事業者が委託によらず作成したものは現事業者に帰属します。飲食店舗や物販に係る資産・権利の継続利用については、現事業者と特定された事業者間での調整事項となります。
19	無料休憩スペース開館時間終了後（夜間等）に月4日以内で実施可能な「音楽、ダンス等の有料イベント」について、観覧料を徴収する場合は市と協議とありますが、実施にあたって市への施設使用料の追加支払いや、売上の一部納入といった経済的負担は発生するのでしょうか。現状のルールや実態があればご教示ください。	施設使用料の追加支払いや売上の一部納入等を含め、市に対する支払いはありません。
20	業務の効率化を目的として、飲食店舗（カフェ）の業務と、観光インフォメーション窓口や無料休憩スペースの見回り等の「管理運営業務」を兼務する人員配置計画を提案することは可能でしょうか。（業務に応じて人件費はそれぞれ計上する前提）	可能です。
21	廃棄物処理について、「店舗で発生した廃棄物等は出店者が自ら処理する」とありますが、無料休憩スペースに設置したゴミ箱に一般利用者が捨てたゴミや事業者が実施する自主企画事業（館内外でのイベントやマルシェ等）から発生するゴミの回収・処分費用は、市の負担（市が手配する清掃業務の範囲内）となりますでしょうか。それとも事業者負担となりますでしょうか。	無料休憩スペースやイベント等（無料休憩スペースの開館時間終了後に実施するものを含む）で発生する廃棄物については、市の負担（市の手配する回収業者による回収）となります。一方で、飲食店舗、ショップ（物販スペース）から発生する廃棄物については事業者の負担（別途回収業者と契約）となります。 回収方法等は特定した事業者と別途調整となります。
22	近隣の港湾局管轄エリア等において、将来的に新たなカフェ等が出店される計画はありますでしょうか。	現在進行中の計画はありませんが、水際線まちづくりコンセプトプランの「新たなにぎわい・集客施設の整備」に基づき検討していきます。
23	各様式のうち、代表者職氏名を記す箇所がありますが、「印」などの記載がない場合は、代表印や実印の押印は必要ないでしょうか。	押印は不要です。

象の鼻テラス活用業務委託に関する質問・回答

No	質問内容	回答・対応
24	現行の象の鼻テラス年間来場者数と、そのカウントの方法をご教示ください。	年間の来場者数は以下のとおりです。入口天井に設置されているカウンターにより取得しています。 2025年度：508,793人 2024年度：472,592人 2023年度：541,302人 2022年度：509,833人
25	「毎週末イベント実施」とありますが、年末年始が含まれる場合も実施の対象でしょうか。	対象となります。
26	令和2年度～令和7年度までの委託金額の目安が年間42,000,000円（税込）と示されておりますが、提案内容によっては当該金額を超過する提案も可能（上限額ではない）という認識で相違ないでしょうか。	委託金額については令和９年度予算が未確定のため、過年度実績をもとに目安額を設定しています。この金額の範囲内でのご提案をお願いします。
27	現観光案内スペースの造作壁について、レイアウト変更等のために撤去することは可能でしょうか。また、撤去が可能である場合、委託期間終了時に原状回復（復旧）の義務は生じますでしょうか。	現観光案内スペースの壁は、構造上撤去可能ですがブレースが残ります。実施の際は関係法令の確認が必要です。なお、撤去した場合、原状回復が原則ですが、退去時等の協議により本市が特に承認した場合はこの限りではありません。
28	休憩スペースに設置されている象のオブジェについて、撤去、またはテラス内での移設を行うことは可能でしょうか。	現状有姿での引き渡しが前提となりますが、撤去またはテラス内での移設を伴う提案は妨げません。ただし、提案があった場合でも、撤去については各種要因により提案内容を実施できない可能性があります。 なお、実施することとなった場合、撤去費（移設費）は原則として「業務説明資料」の８の(11)に記載した、本市が事業者の提案に基づき実施する内装整備の費用をもって充てます。
29	「事業者の提案に基づき、飲食店舗およびショップ（物販スペース）を除く、内装の整備について別途委託により実施します。(上限額約800万円)」とありますが、業者選定は受託者任意での選定が可能でしょうか。	内装の整備は本市の発注となります。発注にあたっては本市の契約規則等に則って事業者を決定するため原則として受託者任意での選定はできません。ただし800万円を超えて事業者負担で実施する内容についてはこの限りではありません。
30	廃棄物の処理について、先日ご案内いただいた倉庫内のゴミ庫に集積し、廃棄物回収業者の手配及び費用負担等は受託者が行うという認識で相違ないでしょうか。	無料休憩スペースやイベント等（無料休憩スペースの開館時間終了後に実施するものを含む）で発生する廃棄物については、市の負担（市の手配する回収業者による回収）となります。一方で、飲食店舗、ショップ（物販スペース）から発生する廃棄物については事業者の負担（別途回収業者と契約）となります。 回収方法等は特定した事業者と別途調整となります。
31	WEBサイトについては新規作成との認識ですが、SNSアカウントについては既存アカウントの引継ぎは可能でしょうか。これまでの象の鼻テラスのファン（フォロワー）との関係性を維持する観点から、可能であれば引継ぎが望ましいと考えております。	現状、WEBサイトやSNSの運営は現事業者が実施しているため、事業者が変わった場合は、原則として新規作成を想定しています。現アカウントの引継の可否は、現事業者と特定された事業者と別途協議となります。
32	メディアへのプレスリリース配信に関して、年間または月間の配信頻度について規定や目安はございますでしょうか。	配信頻度に関する規定はありません。プレスリリースについては、施設で実施する事業の効果的な発信となるよう適宜ご検討ください。
33	屋上テラスを使用したイベント等の企画・実施を検討するにあたり、屋上テラスの平米あたりの耐荷重（積載荷重）をご教示いただけますでしょうか。	屋上の床用設計荷重を3500N/m2で設定しています。イベント等の実施にあたり、荷重位置や仕様など具体的に確認する必要があります。

象の鼻テラス活用業務委託に関する質問・回答

No	質問内容	回答・対応
34	屋上テラスの芝生部分について、日常的なメンテナンス（水やり、芝刈り、施肥など）は貴市（または別途手配の業者）にて実施されるものでしょうか。	市で実施します。
35	屋上テラスを利用して、参加費や入場料等を徴収する「有料イベント」を企画・開催することは可能でしょうか。	港湾施設条例に基づく許可を受けていただいたうえで実施が可能です。
36	テラス屋上の芝地部分について、屋根の構造上、芝生が剥がれてしまう可能性があると以前港湾局様より伺ったことがございます。公募要領には屋上を使用したイベント提案の記載がございますが、芝地部分についてもイベント等で使用できる想定で提案して問題ないでしょうか。	天然芝ですので剥がれてしまう可能性はあります。 芝地部分についても、港湾施設条例に基づく許可を受けていただいたうえでイベント等での使用が可能ですが、使用終了後、状況に応じて、芝生の原状復旧が必要となります。
37	象の鼻パーク内でのイベント実施時に、テラスの散水栓やテラス内の上下水道を使用する場合、実費を負担することを条件に使用可能でしょうか。	象の鼻テラス施設内の上下水道については、象の鼻パーク内で実施するイベントが本委託事業の範囲内であれば、市の負担で使用いただけます。
38	現観光案内スペースを飲食スペースとして改修拡張する場合、飲食の専用席として利用することは可能でしょうか。（現行の休憩スペース席数が確保されている前提）	何らかの改修により休憩スペースを現行より拡張した場合でも、飲食店舗・ショップ専用の客席を設けることはできません。
39	飲食店舗について、象の鼻テラス内及び象の鼻パーク内において看板の設置可能場所はありますでしょうか。また看板のサイズに関しまして制限はございますか。	飲食店舗に係る看板は、象の鼻テラスの施設内外を問わず港湾施設条例に基づく許可を受けたうえで設置は可能です。許可を受けた場合でも、看板のサイズについては休憩スペースの運用に支障がないことが前提となります。また、外壁・屋外（象の鼻パーク）への設置の場合は、これに加え、建物構造の確認の他、屋外広告物条例、景観条例等により制限があります。
40	飲食店舗について、18時以降飲食店営業を延長した場合、休憩所の席は飲食専用で利用可能でしょうか。また営業終了時間に制限はありますでしょうか。	可能です。また、営業時間の制限がない前提で提案を行っていただいて差し支えありません。
41	飲食店舗でのテラス席利用に関しまして、季節限定でビアガーデンなどを検討する場合、あらかじめ設置個所を決めさせていただければ、テラス席をレストラン専用として使用することは可能でしょうか。	象の鼻テラス南側出入口のガラス壁面および石積みから２ｍ程度の範囲、東側出入口から象の鼻パークへの通路部分、北側階段部分については、無料休憩スペース開館時間終了後であれば、飲食店舗の専用席としてテラス席を設置することができます。無料休憩スペース開館時間中は、象の鼻テラス施設内と同様に、専用席としての運用はできません。
42	象の鼻パークや屋上スペースとの一体的活用において、占有可能範囲はどこですか。	象の鼻テラス南側出入口のガラス壁面および石積みから２ｍ程度の範囲、東側出入口から象の鼻パークへの通路部分、北側階段部分は、港湾施設条例に基づく許可を受けることなく使用することができます。 それ以外の部分については、現状、占有はできず、港湾施設条例に基づく許可を受けていただくことで使用することができます。
43	施設計画の項目内に、内装の整備に関して約800万円の予算があるとありますが、提案時にはその予算の内訳、具体的な計画も必要ですか。	想定する内装整備の内容が決まっている場合は記載してください。なお、予算の内訳の提出は求めませんが、審査時に質問を受ける可能性があります。

象の鼻テラス活用業務委託に関する質問・回答

No	質問内容	回答・対応
44	施設計画の項目内、内装の整備に関する約800万円の予算において、委託費に含まれない支出項目があったら教えてください。	支出項目については、提案いただいた内容を踏まえ市と事業者で協議のうえ決定します。 なお、飲食店舗及びショップ部分に関する整備は対象外です。またバックヤードの改修等、施設利用者に直接的に効果が及ばない整備についても対象外となります。
45	授乳スペースについて、福祉のまちづくり条例等ガイドラインに則る必要がありますか？必要な場合、指標となるガイドラインについてお示しいただけますか。	特定のガイドラインに則る必要はありませんが、利用者のプライバシー、衛生、安全性、バリアフリー、利用のしやすさを考慮してください。
46	建物の庇にサンシェード等を取り付けることは可能ですか。	構造上安全性の担保が確認されれば可能です。建築基準法他関連法令についても確認が必要です。
47	屋上に水と電気を引き回すことは可能ですか。 その場合、かかる費用は、内装の整備に関する委託費に含められますか。	構造上安全性の担保が確認されれば、港湾施設条例に基づく許可を受けていただいたうえで、実施が可能です。また、建築基準法他関連法令についても確認が必要です。 費用は内装整備に関する委託費には含めることはできません。また、設置期間が終了した後は原則として原状復旧が必要となります。
48	飲食店舗の運営事業者は、共同団体にあてはまり、共同提案として提出しますか。	必ずしも共同団体とする必要はありません。提案書作成要領「３プロポーザル参加資格」をご確認ください。
49	ショップ（物販スペース）の運営事業者は、共同団体にあてはまり、共同提案として提出しますか。	必ずしも共同団体とする必要はありません。提案書作成要領「３プロポーザル参加資格」をご確認ください。
50	ショップ（物販スペース）の運営について、再委託は可能ですか。	ショップ（物販スペース）は、市からの使用許可となります。 代表団体が市から使用許可を受けたうえで、ショップ運営事業者に運営を委託することは可能です。
51	ショップ（物販スペース）の運営は、期間限定の運営とし、事業者が複数存在していいものですか。	可能です。
52	ショップ（物販スペース）を期間限定で一時利用すると設定したときの、使用料の計算の仕方はどうなりますか。	その期間で使用許可を受けていただき、使用料をお支払いいただきます。使用料の計算は月額となります。
53	キッチンカーを常設的に屋外に設置することは可能ですか？または他事業者を誘致することは可能ですか。	屋外の常設については、他のイベント使用や一般利用があるため、設置期間や設置場所を調整のうえ、港湾施設条例に基づく許可を受けていただき設置が可能です。また、イベント実施者（運営事業者）が許可を受けたうえで、他事業者を誘致することは可能です。
54	キッチンカーを常設的に屋外に設置できた場合、＜ショップ（物販スペース）＞の位置付けにあたりますか。（使用料の支払い条件、最大20平米の面積利用にカウントされるか）	ショップ（物販スペース）の位置付けは象の鼻テラス施設内のみとなるため、屋外には適用されません。
55	飲食店舗は、拡張が必要な場合は提案可能とありますが、拡張の範囲に（平米数、休憩コーナーへのはみ出しなど）制約はありますか？拡張した場合は使用料が面積に応じて変わるという理解でいいですか。	現管理室区画やバックヤード部分への拡張は可能ですが、休憩スペースを狭める拡張はできません。なお、壁面撤去等を行う場合は、建築基準法の規定の確認や構造上の確認等、設計段階にて可否確認が必要になります。 拡張した場合は、店舗としての使用となるため、港湾施設条例に基づき、その面積に応じた使用料をお支払いいただきます。
56	象の鼻パークや屋上スペースの利用について、日常的に使う備品（パラソル、テーブル椅子など）は、屋外に残置したまま管理は可能ですか。	許可を受けて一定期間使用する場合でも、風が強いエリアであることや、夜間も来園者がいることから原則的には鍵のかかる場所へ格納をお願いします。ただし、耐風対策がされており、巡回警備等による安全管理ができれば可能です。

象の鼻テラス活用業務委託に関する質問・回答

No	質問内容	回答・対応
57	「地域経済活性化」のインパクトをKPIとして示す場合、基準となる数値は何を参照すればいいか？自身で調査や基準を設ける必要がありますか。	提案団体において指標を設定してください。指標は既存のものでも、提案団体が新規に設けるものでも構いませんが、指標の設定の考え方を具体的に記載してください。
58	象の鼻パークや屋上スペースの一体活用の提案が求められていますが、アート作品の常設展示については可能ですか。	象の鼻テラス南側出入口のガラス壁面および石積みから２ｍ程度の範囲、東側出入口から象の鼻パークへの通路部分、北側階段部分は、港湾施設条例に基づく許可を受けることなく実施が可能です。それ以外のエリアについては、港湾施設条例に基づく許可を受けていただくことで実施が可能です。 なお、許可を受けて一定期間展示を行う場合も、風が強いエリアであることや、夜間も来園者がいることから、展示物は原則的には鍵のかかる場所へ格納をお願いします。ただし、耐風対策がされており、巡回警備等による安全管理ができれば屋外に残置したままでの管理も可能です。
59	評価は匿名で行うとあるが、提案書本文に盛り込む項目として、業務実績、組織体制があるが、書き方によっては会社名が出てくる場合があると思うが良いですか。	提案書にやむを得ず団体等の名称を記載する場合でも、可能な限りマスキング等をお願いします。なお、表示があった場合は、評価にあたり本市において名称を伏せる処理を行いますのであらかじめご了承ください。